

## 平成30年度共同センター特別会計経費分担に関する規程

- 第1条 会員の経費分担金は、手形交換等・手形等発行及び口座振替等の共同化業務の合計金額とする。
- 第2条 各金庫の分担金にかかる、手形交換・発行等及び口座振替等の業務別の内訳明細は以下のとおりとする。
- 第3条 新たに加わった会員の経費分担金は、前条までの規程に準じて会長が総会に諮りこれを定める。
- 第4条 合併又は事業譲渡によって消滅した会員の経費分担金は、合併後存続する会員若しくは設立された会員、又は事業を譲り受けた会員が併せ納入するものとする。
- 第5条 会員は、経費分担金を上期の期初、下期を2回に分割し納入するものとする。
- 第6条 この規程に別段の定めのない事項は、総会の決議による。

### ・平成30年度共同センター特別会計経費分担金

金庫名	手形交換等業務	手形等発行業務	口座振替等業務	合計
	千円	千円	千円	千円
しずおか	17,023	2,958	15,200	35,181
静岡	17,702	2,645	13,270	33,617
浜松	22,621	3,478	30,839	56,938
沼津	8,268	2,145	9,692	20,105
三島	18,981	3,648	18,026	40,655
富士宮	6,832	1,294	7,275	15,401
島田	9,833	0	10,773	20,606
磐田	9,481	2,044	12,969	24,494
焼津	12,469	0	13,170	25,639
掛川	6,532	0	6,915	13,447
富士	8,411	0	7,797	16,208
遠州	6,832	0	10,522	17,354
合計	144,985	18,212	156,448	319,645